

Kyoto University Working Paper

J-49

## 会計の制度形成と進化の可能性

2006年5月

京都大学大学院経済学研究科

藤井 秀樹

キーワード：FASB, IASB, 会計基準の収斂, 監査, キャッシュ・フロー, サーベンス・オクスレー法 (SOX 法), 純利益, 包括利益, 限定合理性, 制度進化

連絡先：[hujii@econ.kyoto-u.ac.jp](mailto:hujii@econ.kyoto-u.ac.jp)

## 会計の制度形成と進化の可能性

### I はじめに

本稿の目的は、会計制度の形成プロセスと進化の可能性を、制度派理論とりわけ比較制度分析(Comparative Institutional Analysis)の概念と考え方にもとづいて明らかにすることにある。検討にあたっては、会計基準のみならず、企業行動を規制する広義のルールも視野に入れる。また、検討の主たる素材としてアメリカのケースを取り上げるが、必要に応じて IASB や日本のケースにも言及する。

本稿での検討は主として、次の 2 つの疑問に由来している。第 1 は、実証研究によって提示されてきた「経験的証拠」(empirical evidence)と整合しないルール設定が近年、非常にしばしば観察されてきたのはなぜかという疑問である(疑問 1)。第 2 は、経験的証拠として提示されてきた事実によらないとすれば、一体何に依拠して、ルール設定は進められてきたのかという疑問である(疑問 2)。次節以下での検討は、以上の 2 つの疑問に、筆者なりの回答を与えようとするものである。

なお以下では、実務という用語を、ミクロレベル(個別企業レベル)の実務に加えて、マクロレベル(基準設定レベル)のそれをも含む広い意味で用いることにする。広義の実務と対比することによって会計研究の社会的な存在理由を考察することが必要となる場合があるからである。

### II 基本的事実の確認—会計研究における実証研究の位置—

表 1 主要 3 ジャーナルにおける実証研究の割合(2001~2005 年)

	Accounting Review		Journal of Accounting Research		Journal of Accounting and Economics	
1.掲載論文総数	210	100.0%	159	100.0%	112	100.0%
2.実証研究論文	145	69.0%	113	71.1%	86	76.8%
(a)価値関連性分析	77	36.7%	72	45.3%	56	50.0%
(b)エージェンシー費用分析	57	27.1%	39	24.5%	30	26.8%
(c)上記以外の実証分析	11	5.2%	2	1.3%	0	0.0%
3.その他	65	31.0%	46	28.9%	26	23.2%

(出所) 2001 - 2005 年に刊行された各ジャーナルにより作成。

まず、基本的な事実を確認しておきたい。表 1 は、会計研究の主要 3 ジャーナル (Accounting Review, Journal of Accounting Research, Journal of Accounting and Economics)における過去 5 年間 (2001-2005 年) の論文掲載状況を示したものである。ここに見られるように、当該期間における 3 ジャーナルの掲載論文総数は 481 本であり、そのうち実証研究は 344 本 (71.5%) を占めている。ちなみに、表 1 における「(a)価値関連性分析」とは、会計情報またはその他の情報と市場指標 (リターンや株価など) の相関関係 (すなわち情報の「価値関連性」 value relevance) を検証した研究であり、須田[2000] である「意思決定支援機能の実証研究」、八重倉[2005] である「測定パースペクティブ」および「情報パースペクティブ」に相当する。これに対し、「(b)エージェンシー費用分析」とは、会計情報またはその他の情報と経済主体の行動の因果関係を、エージェンシー理論に依拠した仮説-検定型のリサーチ・デザインにもとづいて検証した研究であり、須田[2000] である「契約支援機能の実証研究」、八重倉[2005] である「契約パースペクティブ」に相当する。

上記の 2 タイプ以外の実証研究はすべて、「(c)上記以外の実証分析」に分類されている。たとえば、論文原稿の事前の回覧および報告がジャーナル掲載受理の可能性を高めているか否か等を主要 3 ジャーナル (表 1 のそれと同じ) の事例にもとづいて検証した Brown[2005]などが、このカテゴリーに分類されている。

以上(a)~(c)のいずれにも属さない研究はすべて、「3.その他」に分類されている。このカテゴリーに分類された研究は主として、数理モデルにもとづく理論研究 (Dutta and Reichelstein[2005]; Ewert and Wagenhofer[2005]など 67 本) と、実験会計学に依拠した研究 (Dopuch et al.[2001]; King[2002]など 56 本) である<sup>1</sup>。

以上は、主要 3 ジャーナルにおける過去 5 年間の論文掲載状況を概観したものでしかない。また、調査対象論文のなかには、一意的な分類の困難なものもあり、その意味では表 1 の調査結果は絶対的なものとはいえない。そうした限界があるとはいえ、実証研究が今日の会計研究の主要潮流となっていることだけは、そこから、議論の余地のない事実として確認することができるであろう。このことは、わが国における近年の会計研究の動向ともほぼ符合している。つまり、実証研究は、その存在を抜きにしては会計研究の意義を語るができないほど、今日の会計研究の圧倒的な主流を形成しているのである。したがって、そうした実証研究の成果がルール設定にほとんどまったく反映されていないとすれば、会計研究の社会的な存在理由そのものが問われることにもなりかねない。その意味で、以下の検討作業は、会計研究の存在理由を改めて問い直すことにもつながるであろう。

### III 経験的証拠とルール設定

近年、より具体的には FASB 設立 (1973 年) 以降、実証研究によって提示されてきた経験的証拠と整合しないルール設定が、非常にしばしば観察されてきた (後述IV節 2 参照)。

この節では、この事実を、(1)キャッシュ・フローと会計利益、(2)包括利益と純利益、(3)監査人の独立性という3つのトピックに依拠しながら確認していくことにしたい。(1)(2)のトピックは伝統的利益概念（発生主義会計利益ないし純利益）の制度的意義を、(3)のトピックは会計監査人監査（以下たんに「監査」という）の制度的意義を、それぞれ問うものであり、近年のルール設定の局面において主要な論点ないし争点となってきたものである。

### 1. キャッシュ・フローと会計利益

もともと FASB 概念書においては、発生主義会計利益とその内訳要素の方が「現在の現金収支」よりも「企業業績のすぐれた指標となる」(SFAC, No.1,par.44)とされ、「会計期間中のキャッシュ・フロー」は財務諸表で提供されるべき1つの（あえていえば会計利益の補完的な）情報として位置づけられていた(SFAC, No.5, par.13)。キャッシュ・フロー計算書に関するアメリカ基準(FAS95,1987)も、基本的にはそうした位置づけの延長線上で設定されたものであったといえる。

ところが、1980年代末から1990年代にかけて、「キャッシュが最高の情報である」(Cash Is King)といった主張が、とりわけ企業評価の領域で盛んになされるようになった(Copeland et al.[1990]p.73)。会計利益には「会計発生高」(accruals)が含まれ、会計発生高には会計方針の選択・変更をつうじて経営者の意図が反映されるのに対して、キャッシュ・フローにはそのようなバイアスが含まれないので、キャッシュ・フロー情報は会計利益情報よりも投資意思決定に有用であるというのが、当該主張の趣旨であった<sup>2</sup>。この主張は会計の制度設計の局面にも波及し、たとえば国際基準(IAS7,1992 改訂)においては、「キャッシュ・フロー情報は、同一の取引及び事象に対する異なる会計処理の採用による影響を除去するので、経營業績報告の企業間の比較可能性を高める（したがって有用性が高い—引用者注）」(par.4)ということが、「キャッシュ・フロー情報の効用」の1つとして掲げられている。そして、後続の各国においては、かかる主張を1つの主要な論拠としながらキャッシュ・フロー計算書に関する会計基準の設定作業が進められ、キャッシュ・フロー計算書の「第3の財務諸表」化がグローバルな規模で進展したのである（日本基準の設定は1998年）。

表2 キャッシュ・フローに対する会計利益の情報優位性を報告した実証研究

調査対象 被説明変数	アメリカ市場	その他の市場
リターン	Dechow[1994]; Biddle et al.[1995]; Biddle et al.[1997]; Subramanyam[1996]; Quirin et al.[1999]; Guay and Sidhu[2001];	Board and Day[1989](UK); Cotter[1996](Au); Charitou et al.[2001](UK); Haw et al.[2001](C); 土田[2000](Jp)

	Moehrile et al.[2001]; Callen and Segl[2004]	
株 価	Penman and Sougiannis[1998]; Francis et al.[2000]	桜井 [1992](Jp); 藤井・山本 [2001](Jp)

(注)かっこ内の記号は次の国名を表す。Au=オーストラリア，C=中国，Jp=日本，UK=イギリス。

ところが、キャッシュ・フローと会計利益の比較優位を検証した国内外の実証研究（表 1 においては「価値関連性分析」に分類）は、キャッシュ・フローにも追加的情報価値が観察されるものの、会計利益の方がキャッシュ・フローよりも相対的に高い価値関連性を有しているという経験的証拠を、ほぼ一貫して提示し続けてきたのである（表 2）。換言すれば、価値関連性で評価した場合の「最高の情報」(King)はキャッシュ・フローではなく会計利益であるということを示し続けてきたのである。

## 2. 包括利益と純利益

伝統的な会計利益には、資産負債アプローチの観点からも批判がなされてきた。フローの配分にもとづく純利益は経営者の裁量で歪められやすいが、ストックの評価にもとづく包括利益は明確で客観的な情報になるというのが、当該批判の基本的な論点であった<sup>3</sup>。こうした観点からの基準設定の必要性を提唱した文献は、とりわけ 1990 年代末から 2000 年代初頭にかけて公表されてきた。そうした文献の代表的事例である G4+1[1989][1999]および IASC[2001]においては、会計的認識基準としての実現の否認とリサイクリングの禁止、すなわち業績報告書からの純利益の排除と包括利益への利益概念の一元化が提唱されている。また、JWG[2001]においては、金融資産・金融負債の全面時価評価と時価評価差額の損益認識が提唱されている。リサイクリングが禁止された場合、JWG[2001]の主張は、G4+1[1989][1999]や IASC[2001]のそれと同じく、業績報告書からの純利益の排除＝包括利益への利益概念の一元化に帰着することになる。さらに、2004 年発足した FASB と IASB の業績報告共同プロジェクトでは、包括利益への利益概念の一元化（業績報告からの純利益の排除）が制度設計の 1 つの選択肢として掲げられた(FASB[2005b])。

表 3 (擬似)包括利益に対する純利益の情報優位性を報告した実証研究

アメリカ市場	その他の市場
Cheng et al.[1993] ; Dhaliwal et al.[1999]	O'Hanlon and Rope[1999](UK); Cahan et al.[2000](NZ); 久保田他 [2005](Jp); 薄井 [2005](Jp)

(注) 1.被説明変数はいずれの研究もリターン。

2.NZ=ニュージーランド。その他の国名記号は表 2 と同じ。

ところが、包括利益と純利益の比較優位を検証した国内外の実証研究（表 1 では「価値関連性分析」に分類）は、包括利益には純利益を上回る価値関連性は認められないという経験的証拠を、ほぼ一貫して提示し続けてきたのである。表 3 は、そうした実証研究の代表的事例を示したものである。その他の包括利益の個別構成項目（有価証券の時価評価差額、外貨換算調整勘定、確定給付年金の追加最小負債など）の価値関連性を検証した実証研究は多数にのぼる（たとえばBarth[1994]; Barth et al.[1992]; Maher and Ketz[1993]; Louis[2003]; 若林[2002]）が、表 3 ではこれらの研究は割愛している<sup>4</sup>。

わが国のように包括利益の開示が基準化されていないケースでは、サンプル・データの統計解析に先立ち、開示情報のなかから包括利益の構成項目に相当するものを適宜集計して擬似的な「包括利益」を独自に計算する必要がある<sup>5</sup>。こうして得られた「包括利益」を正規の会計基準に準拠して開示された包括利益と区別するために、本稿では、先行研究（たとえば久保田他[2005]）にならい、当該「利益」数値の呼称として「擬似包括利益」という用語を使用している。これに対し、イギリスでは総認識利得損失計算書が、ニュージーランドでは持分変動計算書が、包括利益（に相当する数値）を収容する正規の報告書として、それぞれ実務に導入されている（佐藤編著[2003]）。

このトピックにおいてとくに注目されるのは、包括利益には純利益を上回る価値関連性は認められないという経験的証拠が実証研究によって繰り返し提示されてきたにもかかわらず、基準設定の局面では、包括利益の開示のみならず、業績報告からの純利益の排除＝包括利益への利益概念の一元化までもが、執拗に主張され続けてきたということである。もし仮に、かかる主張が基準設定に反映された場合には、相対的に高い価値関連性をげんに有しているとされる純利益が開示情報から排除されてしまうことになる。前項で取り上げたキャッシュ・フローと会計利益のケースでは、実証研究と実務の不整合は基本的には、キャッシュ・フローと会計利益のどちらをより重視するかという解釈問題にとどまったが、包括利益と純利益のケースでは、その不整合はたんに解釈問題にとどまらず、会計システムの、しかもそのコアをなす利益測定のある方を左右する現実問題にまで及ぶことになるのである。したがって、当該不整合は、より深刻な性質を帯びているといえよう。

### 3. 監査人の独立性

今日の監査は、財務諸表の作成責任（経営者の責任）と財務諸表の適正表示に関する意見表明の責任（監査人の責任）を明確に区分する「二重責任の原則」(system of dual responsibility)に立脚している。そして、この原則を支えている最も重要な要素が、監査人の独立性である（山浦[2003]8-9 頁）。こうしたことから、職業会計士に対する執行活動において、SEC の主要な関心は、監査人の独立性の遵守状況に向けられてきた（松本[2002]134 頁）。

SEC が、監査人の独立性を阻害する主要要因の 1 つと見なしてきたのが、同一企業に対

する監査業務と非監査業務の同時提供であった。コンサルティング業務や税務等の非監査業務をつうじて被監査企業との間に経済的利害が発生すると、それが監査人の独立性にマイナスの影響を与えることになると考えられてきたからである。かかる観点から 1990 年代後半以降 SEC は非監査業務規制の整備拡充を漸次図ってきたが（松本[2004]61-63 頁）、この流れを決定づけ、非監査業務規制を格段に強化するものとなったのが、2002 年の Sarbanes-Oxley 法（以下「SOX 法」）であった。すなわち、SOX 法においては、監査人による以下の 9 つの非監査業務、すなわち①記帳業務または会計記録もしくは財務諸表に係るその他の業務、②財務情報システムの設計および導入に係る業務、③資産評価業務、公正意見書または現物出資報告書に係る業務、④保険数理業務、⑤内部監査の外部委託業務、⑥経営管理および人事に係る業務、⑦ブローカー業務、ディーラー業務、投資顧問業務または投資銀行業務、⑧法務および監査に関連しない専門業務、⑨公開会社会計監視委員会（Public Company Accounting Oversight Board, SOX 法第 101 条により新設）が指定するその他の業務が、禁止されたのである（第 201 条）。これによって、監査人による非監査業務とりわけコンサルティング業務は事実上、違法行為として位置づけられることになった。

ところが、非監査業務と監査人の独立性の因果関係を検証した国内外の実証研究（表 1 においては「エージェンシー費用分析」に分類）は、非監査業務（たとえば非監査業務から得られる報酬の相対的多寡）と監査人の独立性（たとえば異常会計発生高を含んだ財務諸表に対する意見表明）の間に統計的に有意な関係は観察されないという経験的証拠を、ほぼ一貫して提示し続けてきたのである（表 4 の左欄）<sup>6</sup>。つまり、SEC や議会で問題にされたような被監査企業に対する監査人のシステムティックな従属関係は観察されないというところを、実証研究は示し続けてきたのである。

表 4 被監査企業に対する監査人のシステムティックな従属関係は観察されないことを報告した実証研究

非監査業務と監査人の独立性の検証	支配エリート仮説の検証
Simunic[1984]; Defond et al.[2002]; Craswell et al.[2002]; DeFond et al.[2002]; Ashbaugh et al.[2003]; Chung et al.[2003]; Larcker et al.[2004]; 松本[2004]	Haring[1979]; Hussein and Ketz[1980]; Brown[1981]; Puro[1985]; Mckee[1991]

(注)調査対象はすべてアメリカ。

この知見は、「会計的支配機構」(Accounting Establishment)批判の適否を検証するために実施されてきた一連の実証研究のそれとも符合している（表 4 の右欄）。「会計的支配機構」とは、アメリカ上院のMetcalf委員会が 1977 年に公表した報告書（通称「Metcalf委員会報告」）で用いた用語である。同報告書では、顧客である被監査企業の意を受けた公認会計士の団体（当時のビッグエイト<sup>7</sup>）が、「みずから準拠・適用すべき会計基準を、自己の完

全支配下にあるFASBをつうじて〔自己完結的に〕設定」(津守[2002]297-298 頁)しているという批判が提起された。この基準設定体制が「会計的支配機構」に他ならない。ところが、特定の集団の見解が基準設定団体の選好と一致しているか否か(エリート支配仮説)を検証した実証研究は一様に当該仮説を棄却すると同時に、ビッグエイトの見解は顧客である被監査企業の選好に支配されているとはいえない(したがって被監査企業が間接的にFASBを支配しているともいえない)という経験的証拠を提示してきたのである<sup>8</sup>。

さらに付言しておけば、同一監査人による同一企業の監査が長期にわたると被監査企業と監査人の間に癒着が生じ、それが監査人の独立性にマイナスの影響を与えるという判断から、SOX法では、同一監査責任者による5年を超える同一企業監査も禁止されている(第203条)。ところが、Myers et al.[2003]は、異常会計発生高および当期会計発生高を代理変数とした場合の利益の質と監査人の監査担当期間の間には正の相関関係があることを報告しているし、Ghosh and Moon[2005]は、利益反応係数を代理変数とした場合の利益の質、株式格付けに対する利益の影響等を代理変数とした場合の監査の質と、監査人の監査担当期間の間にはそれぞれ正の相関関係があることを報告している。つまり、これらの実証研究は、監査人の監査担当期間が長いほど利益の質や監査の質は向上するという経験的証拠を提示しているのである。この知見は、SOX法第203条の上記禁止規定が経験的に支持されないものであることを示している。

#### IV ルール設定の特徴と基本パターン

##### 1. ルール設定を主導してきたもの

前節での検討から、近年のルール設定が非常にしばしば、実証研究によって提示されてきた経験的証拠と整合しない形で進められてきたという事実が(再)確認できたと思われる。ただし、その(再)確認にあたっては、少なくとも次の2点に留意しておく必要があるろう。

第1は、実証研究の事後検証性である。実証研究においては情報の性質(価値関連性や経済主体の行動との因果関係)が検証対象とされるが、その性質はルールが設定された後でしか確認できない(斎藤[2005]11頁)。つまり、ルール設定を実証研究の検証結果にもとづいて進めることは、既存ルールの改廃や、他国の経験が「すでに起こった未来」(伊藤[1996]3頁)として参照できる基準調和化の局面を別とすれば、技術的に不可能なのである。改めて指摘するまでもなく、事前に設定されたルール(手段)と事後に明らかにされた経験的証拠(結果)が完全に整合するというようなことは、現実の世界ではそもそも望むべくもないことであろう。

第2は、「非対称的損失関数」(asymmetric loss function)から生じる規制のバイアスである(Watts and Zimmerman[1986]pp.229-230)。規制のトリガーとなる事象の経済的規模は概して大きく(たとえばエンロン社の簿外債務は約270億ドル、ワールドコム社の負債総

額は約 300 億ドルとされた), 社会的な注目度も高い。したがって, 他の条件が等しいならば, 当該事象に焦点を合わせた強力な規制を実施した方が, そうでない場合よりも, 規制者にとっての政治コスト (とりわけ事後的に政治責任を追及されるリスク) は相対的に小さくなる。つまり, 統計的確率からすれば「はずれ値」となる可能性の高い突出した事例を想定した強力な規制をルール化する誘因が, 政治過程にはつねに存在しているのである。

とはいえ, それでもなおここで強調しておかなくてはならないのは, 近年におけるルール設定と経験的証拠の間の不整合は, 上記の 2 点では説明しえないほど顕著であり, かつまた一貫した性向を持つものであったということである。もちろん, 実証研究が, 会計問題にかかわるすべての事実を的確に捉えているとは限らない (後述Ⅳ節 3 参照) 9。しかし, 会計研究の領域において, 実証研究に代わる事実発見の科学的手法の開発は, 当面期待できそうにない。とすれば, さしあたりは, 一連の実証研究によって提示されてきた経験的証拠が, 当該各会計問題にかかわる科学的事実であると考えることが許されるであろう。以下では, とくに指示しないかぎり, 「事実」という用語を, このような理解にもとづいて使用していくことにする。

これまで繰り返し指摘してきたように, 近年のルール設定は非常にしばしば (重要な論点ないし争点を含むルール設定の場合にはほぼ一貫して), 経験的証拠と整合しない形で進められてきた。既存ルールの改廃や基準調和化の局面に限定すれば, 経験的証拠に依拠したルール設定が (少なくとも一定の範囲内で) 可能であったはずにもかかわらず, 前節で見えてきたようにⅢ節 2 のトピック (包括利益と純利益) やⅢ節 3 のトピック (監査人の独立性) においては, 経験的証拠と整合しないどころか, 経験的証拠に反するようなルール設定の提案が断続的になされ, SOX 法においてはそうした提案に沿ったルール設定が実際に実施されてきたのである。経験的証拠にもとづいて既存のルールが改廃されたケースも, 実証研究が最も盛んなアメリカにおいてさえ, FAS33「財務報告と物価変動」の取り扱い (1986 年に事実上の廃止) をほとんど唯一の例外として, 今日に至るまで絶えてなかったのである。

すなわち, 以上のような意味において, 近年のルール設定は基本的に, 事実にもとづかない形で進められてきたということができるのである。社会科学においては, 事実依拠しない (したがって反証不能な) 先験的要因は, 「信念」(belief) と呼ばれている。近年のルール設定を主導してきたものがそうした先験的要因であったとすれば, それはまさに信念であったというほかない。すなわち, ここに, 本稿の冒頭で掲げた疑問 2 に対する回答を見出すことができるのである。

ルール設定者たちの信念が経験的証拠の前に壁のごとく立ちただかり, 実証研究の成果のルール設定への作用を阻んできたのである (図 1 参照)。信念の壁を通過しうるのは信念と整合する経験的証拠 (事実) のみである。信念の前に事実は無力である。「現実の世界についての深い知識なしには有効な政策は立案しえない」(岡部[1985]18 頁)とか, 「実証研究で得た証拠にもとづく建設的な議論が, より適切なディスクロージャー制度の構築に結び

つく」(須田編著[2004] i 頁)といった実証研究者の主張は、少なくともこれまでのところ、ルール設定者たちに届く気配をまったく見せていないのである。

図1 経験的証拠とルール設定の関係

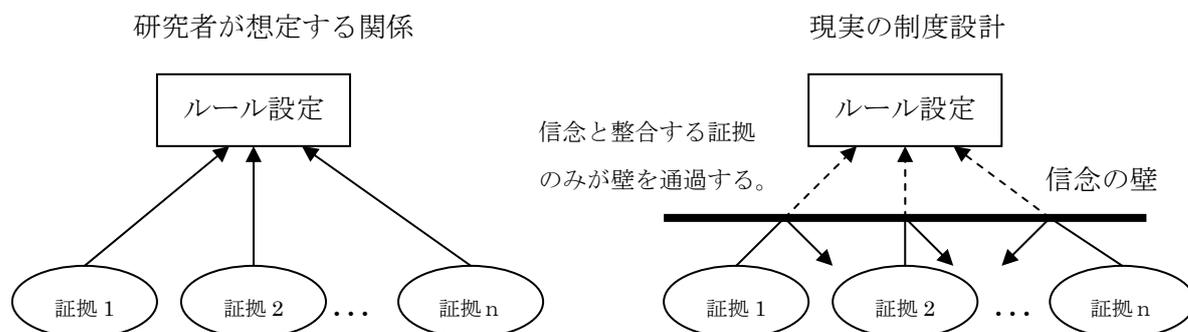


表1で概観したように、実証研究は今日の会計研究の圧倒的な主流を形成しており、したがって量的観点からいえば、実証研究は会計研究としての正統性をすでに確立しているといつてよい。そしてまた、実証手法も、日々目覚ましい質的发展を遂げている。にもかかわらず、実証研究の成果がルール設定の局面にほとんどまったく届いていないとすれば、実証研究の隆盛や手法的洗練はむしろ、実証研究の本質的な無用性ないし無力性を証明するものでしかないという逆説的な解釈さえ成り立つことになる。

## 2. 信念に依拠したルール設定の意義

ルール設定を主導してきたものがルール設定者たちの信念であったとすれば、そのことはさらに、次のような新たな疑問を誘発する。すなわち、その疑問とは、市場指向がとりわけ強いアメリカにおいて、市場（監査サービスの市場も含む）の事実と整合しない、そのかぎりでは非市場的なルール設定が実施されてきたのは一体なぜかということである。市場の事実と整合しない信念に主導されたルール設定であったとしても、それが少なくとも四半世紀以上の長きにわたってほぼ一貫して維持されてきたということは、そこに何らかの社会的な意義（ないし合理性）があったということであろう。

この問題を考えるにあたって1つの有益な視座を与えてくれるのが、矢野[2005]である。矢野[2005] (16頁)によれば、「二十世紀は、競争の質や情報の質を担保するために、市場を守るルール作りが進められてきた世紀」であったという。アメリカのケースを念頭に置きつつ、筆者の解釈も交えて、この矢野[2005]の指摘の趣旨を要約・整理すれば以下のようになる。産業革命期には非連続的な技術革新（製品の質の向上）が先行し、それに追いつかない競争の質と情報の質が、技術との均衡を失って低下した。そして、この不均衡状態を放置すれば市場それ自体が崩壊することになりかねないために、その事態を回避するため

のルール作りが進められてきた。たとえば第一次産業革命期（19世紀の産業資本主義の確立期）には、労使間の著しい力の不均衡から生じた労働市場崩壊の危険性を回避するために、諸種の社会福祉的ルール（たとえば1840～1860年の10時間労働法）が設定された。そして第二次産業革命期（20世紀初頭の金融資本主義の確立期）には、株価暴落から生じた資本市場崩壊の危機を回避するために、市場の秩序回復と安定化を目的とした証券2法（1933・34年）が制定された。さらに第三次産業革命期（20世紀末から21世紀初頭にかけてのニューエコノミーの興隆期）には、ニューエコノミーの冒険的企業経営とそれに付随した会計不正の市場に対する否定的影響（会計不信）を払拭するために、企業倫理や説明責任の強化を目指したSOX法が制定された<sup>10</sup>。

以上を本稿での検討課題と関連させた形でさらに敷衍すれば、アメリカにおけるルール設定は、「市場を守る」というアメリカの信念に依拠して進められてきたということになるであろう。SOX法の起草者の1人であるM.G. Oxleyは、下院に提出した報告書で、「この法律（SOX法の前身となる「企業ならびに会計責任、経営責任および透明性の監査に関する2002年の法律」Corporate and Auditing Accountability, Responsibility, and Transparency Act of 2002—引用者）は、アメリカの資本市場が世界で最も強力な市場であり続けることを保証するような公正でバランスの取れた手法をつうじて、市場問題を解決しようとするものである」（House of Representative[2002]p.19）と述べている。アメリカの資本市場が「世界で最も強力な市場」であるということは逸話的には広く語られてきたことであるが、どのような基準で測った場合にアメリカの資本市場が「世界で最も強力な市場」であると断定できるのか、なぜつねにアメリカの資本市場が「世界で最も強力な市場」であり続ける必要があるのかといった基本的な点については、まったく説明がなされていない。これ以上素朴な信念の表明はないと言っても過言ではなかろう。つまり、M.G. Oxleyの上掲の発言は、「市場を守る」ことがアメリカのルール設定者たちにとっていかに自明かつ重要な使命であるかを、極めて雄弁に物語るものとなっているのである。

以上のことから、「市場を守る」ということはアメリカの信念であり、したがって、「市場を守る」ルールの本質は「アメリカの信念を守る」という点にあるということが、暫定的な結論として導かれるのである<sup>11</sup>。すなわち、ここに、本稿の冒頭で掲げた疑問1に対する回答を見出すことができるのである。

以上の議論にもとづくならば、経験的証拠（事実）にもとづかないルール設定の歴史は、FASB設立のはるか以前から始まっていたことになる。会計研究の領域において実証研究が1つの主要な潮流となるのは1960年代末から1970年代初頭にかけてであった(Watts and Zimmerman[1986]p.5)。当然のことながら、実証研究による経験的証拠の報告がなければ、ルール設定と経験的証拠を照合することはできない。つまり、ルール設定と経験的証拠の不整合が科学的に認識できるようになった時期は、FASB設立の時期とほぼ重なっているのである。このような経緯からすれば、経験的証拠と整合しないルール設定が頻繁に観察されるようになったのがFASB設立以降であったとしても、それは上記のような意味におけ

る歴史上の偶然であって、FASB 設立の影響とは考え難いであろう。論点の過度の拡散を避けるために、この問題については、以上を指摘するにとどめておきたい。

### 3. ルール設定の基本パターンと日本の対応戦略

平時においては市場主義的自由が保障されているが、経済システムに一定レベル以上の大きな変化（市場の質の低下）が生じたときには、市場（アメリカの信念）を守るための強権的ルールが、強権的に設定・発動される<sup>12</sup>。アメリカにおいてはこれまで市場主義的自由と強権的規制が交互に台頭と後退を繰り返してきたが、ルールの設定環境に歴史的な激変が生じないかぎり、このルール設定のパターンは今後も基本的に変わることはないと考えられる。津守[2002] (385 頁)のいう「規制しなければならないにもかかわらず規制してはならない」という会計規制をめぐる自由と強制の緊張関係は、アメリカにおける市場運営のこうした本質を描出したものと解される。

この場合、市場で観察される情報の価値関連性や経済主体の費用最小化行動とは異なる次元の事実（市場の質の低下）を、ルール設定者たちは見ていると主張することが可能であろう。すなわち、そのかぎり、事実には依拠しない形で進められてきたかに見えるルール設定は、じつは実証研究が捉えていない事実には依拠して進められてきたということができるのである。ただし、その場合においても、「市場の質の低下」を科学的にどう認識するかという問題は、依然として残る。「市場の質の低下」を認識するための科学的方法が明らかにされないかぎり、上記の主張は結局のところ、信念の発露にとどまるのである（ちなみに経済学者たちは彼らなりの科学的方法によって「市場の質の低下」を認識し分析してきた）。

他方、日本にとっては、国内のルールをアメリカのルールに同型化させることによって国際社会における存在の正統性を維持することが、引き続き最善の戦略となるであろう(藤井[2002])。基準調和化(収斂)の受け入れ、上場企業の代表者に対する宣誓書提出要請（東京証券取引所で 2005 年 1 月以降実施）、同一監査人による 7 会計期間を越える同一企業監査の禁止（2004 年施行の改正公認会計士法第 24 条の 3）などは、かかる同型化の近年における代表的事例をなすものである。経済システムとコーポレート・ガバナンスの同型化も、以上と前後して進行することになる。

## V 信念の形成メカニズムへの間接的接近

前節までの検討によって、本稿の冒頭で掲げた 2 つの疑問に対する筆者なりの回答を一応示すことができたと思われる。しかし、ここでわれわれは、その検討が会計制度の形成プロセスと進化の可能性を明らかにするための準備作業でしかなかったことに気づかされるのである。というのは、前節までの検討によって、近年のルール設定を主導してきた主要要因が「市場を守る」というアメリカのルール設定者たちの信念であったことを明らか

にすることができたが、そこからさらに進んで会計制度の形成プロセスと進化の可能性を明らかにするためには、当該信念それ自体の形成メカニズムを解明することが、新たな避けておれない課題となるからである。かかる解明作業を欠くならば、われわれの検討は、ルール形成プロセスの表層的分析にとどまるであろう。そこで、この節では、当該信念の形成メカニズムについて、多少なりとも掘り下げた検討を加えていくことにしたいと思う。

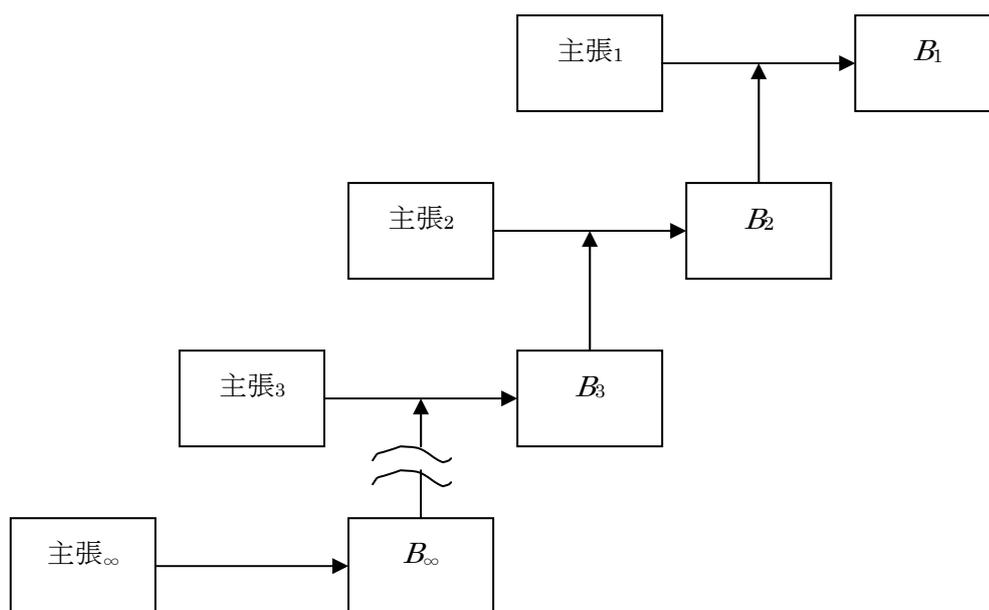
### 1. 信念の形成メカニズムをめぐる考察の無限後退

ルール設定（とりわけアメリカにおけるそれ）を主導してきたのは、経験的証拠に優越する信念であった。では、経験的証拠に優越する信念は、どのようなメカニズムをつうじて形成されてきたのであろうか。

信念は、それが現実世界において経済主体の究極的な行動規範として作用している以上、何らかの形で現実（事実）と関連しているはずである。そのかぎりでは、信念は現実から「創発」（emerge）するものと考えられる。しかし、信念は現実から創発するという想定のもとに、信念それ自体の形成プロセスを直接解明しようとすると、無限後退に陥る。

IV節1の議論に立ち戻ってこの問題を考えてみよう。ただし、ここでは、「事実」を「主張」（事実に関する言説）と言い換える必要がある。なぜならば、信念にとっては、「事実」は事実そのものではなく、「ある事象を『事実』と主張している言説」に過ぎないからである（事実の相対化）。信念がある「事実」を事実と認めてしまえば、その「事実」は信念にとって「まったき事実」すなわち「真実」となってしまう（事実の信念化）。

図2 信念の形成メカニズムをめぐる考察の無限後退



そこで、以上をふまえて、IV節 1 での結論を再定式化すれば、ある主張が信念の壁を通過し信念の新たな構成要素となるのは、当該主張が所与の信念と整合するからであるということになる。信念と整合しない主張は、信念の壁に阻まれて、信念の形成プロセスから排除されてしまう。とすれば、このプロセスでスクリーンの機能を果たす所与の信念はどのようなプロセスをつうじて形成されたのかということが、次に問われなくてはならない問題となる。所与の信念いかに、信念の壁を通過する主張と通過しない主張を峻別する要因となるからである。つまり、ある信念 ( $B_1$ ) の形成プロセスを明らかにするためには、そこからさらに遡って当該プロセスにおいて所与とされた信念 ( $B_2$ ) の形成プロセスを解明することが必要となってくるのである。そして、まったく同様のことが、そのさらに背後にある信念 ( $B_3$ ) についても生じる。すなわち、こうして、信念の形成プロセスの解明作業は、「 $B_1$ の解明→ $B_2$ の解明→ $B_3$ の解明→…→ $B_\infty$ の解明」という無限後退に陥ることになるのである (図 2 参照)。

この無限後退を回避するために、以下では、どのような主張が所与の信念と整合するのか、なぜその主張は所与の信念と整合するのかを考察することにしたい。ある特定の主張が信念の壁を通過するメカニズムを考察することによって、信念の形成メカニズムへの間接的な接近を図るとというのが、その趣旨である。

## 2. 単純明快な主張と市民の限定合理性

IV節での考察にもとづいて、どのような主張が信念と整合するかを最大公約数的に整理すると、次の 2 つを抽出することができる。1 つは、「会計手続と経営者の意図を可能なかぎり切り離し、企業の経済的実態を忠実に会計情報に反映させるべきである」という主張であり、2 つは、「すべての市場参加者は相互に独立的でなくてはならず、かつまた高い倫理観を持つべきである」という主張である。いずれも、直感的に分かりやすい単純明快な主張である。

第 1 の主張を「論拠」として、キャッシュ・フローの会計利益に対する比較優位性が喧伝され(Copeland et al.[1990])、さらに金融資産・金融負債の全面時価評価 (JWG[2001]) や包括利益への利益概念の一元化 (G4+1[1989]; IASC[2001]) が提唱されてきた。また第 2 の主張を「論拠」として、SOX 法では、監査人による非監査業務の原則禁止 (第 201 条)、同一監査責任者による 5 年を超える同一企業監査の禁止(第 203 条)、財務諸表の適正表示等に関する CEO と CFO の証明義務 (第 302 条および第 906 条) などが法定された。規制の画一性や外形的明瞭性を第一義的に追求する点で、これらの主張ないし措置は軌を一にしている。

では、事実に依拠しない (というよりもむしろ事実に反する) 上掲のような単純明快な主張が、なぜ信念と整合するのであろうか。

どのような要因が、どのような経路をつうじて、会計不正を生み出しているか。また、

規制のコストは、規制のベネフィットとの関係でどこまで許容されるのか。こうしたことを、科学的に解明し理解するためには、専門知識の学習コストも含め、膨大な情報コストが必要となる。一般の市民（前節で暗黙裡に想定されたような合理的な市場参加者とは異なる存在＝公衆public）は、そのようなコストを負担するインセンティブを持たないであろう。しかも、一般の市民は、「限定された合理性」(bounded rationality)<sup>13</sup>しか持ち合わせていない。ところが他方では、市場の機能不全や崩壊を回避するために何らかの新しいルールが必要なことを、市民は知っている。

そうした市民にとって、上掲のようなナイーブな直感的主張は、それが明確な論理破綻や当面の事実誤認を含んでいないかぎり、科学的な主張よりもかえって受け入れやすいものとなる可能性が高い。そして、ナイーブな直感的主張の社会的な共有化が進むと、その主張が事実に照らして合理性を欠くものであっても、それはミクロな経済主体にとって自己拘束的な規範として機能することになる。A.Downsのいう市民の「合理的無知」(rational ignorance)が作用するのである<sup>14</sup>。他方、こうした状況のもとで、科学的な主張に徹する専門家の社会的孤立が生じることになる。

以上を要するに、信念と整合する主張は、信念を具体的ルールに展開する媒介として機能すると同時に、そうした機能をつうじて当該主張それ自体が信念の一部に漸次、転化することになると考えられるのである。

### 3. 比較制度分析に依拠したより一般的な説明

比較制度分析において、制度とは、「人々が政治・経済・社会・組織などの領域（ドメイン）でゲーム的な（戦略的な）相互作用をするうちに浮かび上がり、当たり前とだれにでも受け取られるようになった自己拘束的なルール」（青木[2002]）をいう。そして、比較制度分析では、ある規範のルール化のプロセスは、「制度化」(institutionalization)のプロセスとして捉えられることになる。以上で考察した信念の形成メカニズムを、比較制度分析の観点からより一般的な形で説明しなおすと、以下のようなことになるであろう。

システムがあまりにも複雑化しているために、当該システムの設計・運用に直接携わる専門家しかそのシステムの科学的なメカニズムを理解していない。にもかかわらず、当該システムの機能は社会の隅々にまで行きわたり、市民の日常生活にとって必要不可欠の要素となっている。このような場合、市民は、何らかの仕方で当該システムを理解することを迫られる。さもなければ、市民は、当該システムと安定的に共存することができなくなるからである。しかし、市民は、情報コストの制約から、当該システムを科学的に理解しようとするインセンティブを持たない。そしてまた、市民は、限定された合理性しか持ち合わせていない。このような状況下にある市民は、単純明快な「教え」(wisdom)によって当該システムを理解しようとするであろう。それによって情報コストと想像力負荷をかなりの程度軽減することができるからである。その結果、市民は、科学的な意味においてはシステムのみならずメカニズムに依然として無知のままであるが、システムとの共存には成功する。

そして、このプロセスで市民が受け入れた「教え」が、社会全体においても共有されるようになった場合、その「教え」は制度となり、それにもなつて市民とシステムの共存は安定的なものになる。

ある主張がこのような「教え」となるための必要条件は、システムの主要な機能を、①少なくとも差し当たりは破綻なく、②かつ直感的に説明できることの、2つである。このような必要条件を備えた「教え」は通常、複数存在しうる。ゲーム的な相互作用を日々繰り返すミクロな経済主体である市民は、「戦略的補完性」(strategic complementarity)<sup>15</sup>の観点から、その社会で相対的に優勢な「教え」に従おうとするであろう。そして、そのとき、その市民の利得は最大となる。この均衡に至るプロセスは、下記の利得表(表5)に従うランダム・マッチング・ゲーム<sup>16</sup>の混合戦略均衡を考えることで示される。

表 5

	教え A	教え B
教え A	1,1	0,0
教え B	0,0	1,1

表5では、上記2つの必要条件を満たす「教えA」と「教えB」が存在する。市民への貢献という点では、2つの「教え」の間にまったく優劣はない。しかし、市民は、2つの「教え」のうちのいずれかを共有しなければ、「教え」から利得を得ることはできない。異なる「教え」が並存する社会(つまり自分の理解とは異なる理解が並存する社会)においては、市民は安心してシステムを利用することができないからである。このような条件下にある社会において、社会全体の「教えA」の選択比率を $p$ 、「教えB」の選択比率を $1-p$ とすると、ある市民が「教えA」を選択したときの期待利得は $p$ 、「教えB」を選択したときの期待利得は $1-p$ となる。したがって、その市民の最適選択は、 $p > 1/2$ のとき「教えA」、 $p = 1/2$ のとき「教えA」または「教えB」、 $p < 1/2$ のとき「教えB」となる。このゲームを全市民が社会全体で繰り返すうちに、 $p$ は0または1に収束する。つまり、「教えA」または「教えB」が、その社会で安定的な制度(ナッシュ均衡)として定着することになるのである。

ここで留意されるべきは、どちらの「教え」がナッシュ均衡になるにせよ、その「教え」は、システムにかかわる事実を科学的に説明したものではないということである。それは、市民がシステムの心的理解(主観や直感によるメンタルな理解)のために選択した言説にすぎない<sup>17</sup>。このプロセスにおいて最も重要なことは、市民の戦略的な相互作用をつうじて、あるシステムについての心的理解が社会的に成立するという点にある。Previtz and Merino[1979]の以下の記述は、監査の現実と「公衆の期待」(public expectations)のギャップに言及したものであるが、そこで述べられている「公衆の期待」は、ここでの用語に従えば、監査についての公衆の制度化された心的理解を示すものと解することができるであ

ろう。

「監査人は、自分たちが利益計算の正確性を『証明』することができるということも、『証明』してきたということも、永年にわたって否定してきたにもかかわらず、公衆の期待は、監査人のそれとは著しく異なっていた。すでに 1939 年の時点で John Haskell (ニューヨーク証券取引所) は、公衆が(とりわけ会計不正に関連して) 監査人に期待していることと、監査人が自らなしうると考えていることは著しくかけ離れていると、警告している。」(Previtz and Merino[1979]p.295)

すなわち、公衆は、監査とは被監査企業における利益計算の正確性を「証明」(certify)するものであると永年にわたって信じてきたのであり、そしてまた、そのような心的理解にもとづいて監査報告書を利用し、自らの投資意志決定を行ってきたのである。公衆のこうした投資行動が制度として定着しているのであれば、「市場を守る」ための規制は基本的に、当該投資行動の前提となる市民の心的理解を守ることに向けられることになるだろう。より具体的にいえば、このような場合、監査人の独立性を公衆に分かりやすい形で強化する規制(すなわち独立性の外形に焦点を当てた画一的規制)が、実施されることになるであろう。限定合理性のもとでは、「慣性」(inertia)<sup>18</sup>や「近視眼」(myopia)<sup>19</sup>が作用するので、公衆の心的理解の修正は、もしあるとしても通常は緩慢にしか進行しないのである(後述VI節 1 参照)。

## VI 会計の制度進化の可能性

前節までの検討をつうじて、われわれは、経験的証拠と整合しないルール設定を主導してきたのは「市場を守る」というアメリカの信念であったという理解を得た。そして、かかる理解をふまえたうえで、経験的証拠に優越する信念の形成メカニズムを、比較制度分析の概念と考え方にもとづいて考察した。その結果、「市場を守る」という信念と整合しかつまた一定の条件を満たす主張のうちのあるものが、ミクロな経済主体である市民のゲーム的相互作用をつうじて制度(社会的ルール)として成立するということが、理論分析的に明らかにすることができた。以上のような理解を引き伸ばせば、ゲーム状況に変化が生じた場合には、ゲームの均衡としての制度にも変化が生じるということになる。ここに、会計の制度進化の可能性が伏在している。

V 節 2 で概観したように、「市場を守る」というアメリカの信念は、歴史通底的な要素であると考えられる。そこで、以下では、この信念自体は所与としたうえで(後述VI節 5 参照)、ゲーム状況が変化したときに、どのような制度進化が観察されることになるかを検討していくことにしたい。そのための理論的ツールとして、進化ゲームを援用する。

進化ゲームは、①多数のプレイヤーが存在する状況を 1 つの社会として想定する、②プ

プレーヤー同士がランダムに出会い、しかも特定のプレーヤーとのプレーは記憶されない(つまり各プレーヤーは社会全体の戦略分布を知っているだけであり、その知識のみにもとづいて自分の戦略を決定する)、③「惰性」、「近視眼」、「試行錯誤または実験」といった要素から成り立つ限定合理的な世界を想定するなどの点で、通常のゲームとは異なっており、そのために、「進化ゲームは社会の中でどのような慣習、ルールが成立するか、それらがどのように変化を遂げるのかということに関する分析に有用である」(奥野・瀧澤[1986]277頁)とされている<sup>20</sup>。

### 1. 進化ゲームにもとづく進化メカニズムの記述

表 6(a)

	<i>FV</i>	<i>HC</i>
<i>FV</i>	2,2	0,3
<i>HC</i>	3,0	1,1

表 6(b)

	<i>FV</i>	<i>HC</i>
<i>FV</i>	2,2	0,0
<i>HC</i>	0,0	1,1

制度進化のメカニズムを、進化ゲームにもとづいて記述することから始めたい<sup>21</sup>。ある社会においてプレーヤーが直面する平均的なゲームが当初、表 6(a)に見るような利得表で与えられていたとする。このゲームでは、*FV*と*HC*という2つのルールのうちのどちらかを、限定合理的なプレーヤーが選択するということが想定されている。

容易に理解されるように、表 6(a)のゲームは、いわゆる「囚人のジレンマ」になっている。ゲームの支配戦略は*HC*である<sup>22</sup>。つまり、プレーヤーが相互にランダムに出会って表 6(a)のゲームをしたとき、すべてのプレーヤーは*HC*を選択し、しかもその選択が「進化安定的戦略」(evolutionarily stable strategy)になっているのである。したがって、この社会の歴史的初期条件のもとでは、*HC*が制度として成立することになる。ちなみに、進化安定的戦略とは、ある社会において優占した戦略をいう<sup>23</sup>。進化安定的戦略が存在する場合、他の行動タイプを持ったプレーヤーがその社会に少数侵入したとしても、適応度が低いために彼らは当該社会で子孫を残すことができない(つまり一つの勢力に成長することができない)のである。

その後、戦略的状况を規定している諸種の確率が変化して、ゲームの平均的な利得表が、表 6(a)から表 6(b)のように推移したとしよう。自分が*HC*を選択し、相手が*FV*を選択したときの自分の利得が3から0に減少しているのが、変化の内容である。このような変化が生じた場合、ゲームは、(*FV, FV*)と(*HC, HC*)という2つのナッシュ均衡を持つ純粋コーディネーション・ゲームに収束する。ところが、既述のように、この社会では歴史的初期条件に規定されて、*HC*を選択することが社会的ルールとなっている。上記のような環境変化

が生じたとしても、他のプレーヤーが  $HC$  を選択し続けるならば、各プレーヤーにとっての最適選択（ベスト・レスポンス・ダイナミクス）は依然として  $HC$  のままとなる。プレーヤーの平均的なルール選択に「慣性」や「近視眼」が作用するのである。

表 6(b)のゲームでは、 $(FV,FV)$ の利得は $(2,2)$ であり、 $(HC,HC)$ の利得は $(1,1)$ である。したがって、 $(FV,FV)$ が $(HC,HC)$ をパレート支配している。にもかかわらず、歴史的初期条件に規定されて、この社会はパレート劣位の制度 $(HC,HC)$ を選択し続けるのである。比較制度分析では、このような状況は「調整の失敗」(coordination failure)と呼ばれている。この失敗を解決することで、制度は進化する。

## 2. 会計問題への適用

以上に記述したゲーム状況を会計問題に適用することによって、制度進化のメカニズムをもう少し具体的に考察してみることにしたい。

以下では、 $HC$ は原価主義会計を、 $FV$ は時価会計を、それぞれさすものとする<sup>24</sup>。そうすると、表 6(a)のゲーム状況は、歴史的初期条件に規定されて原価主義会計が制度として定着している社会を表すことになる。1980年代半ばまでのアメリカ（後述VI節2参照）、1990年代末までの日本は、おおむねそのような社会であったと考えることができる。こうした社会では、原価主義会計固有の特徴とされる測定値の「正確性と客観性」(AICPA[1962]p.79)、「検証可能性」(AAA[1966]p.28)、「硬度」(Ijiri[1975]p.35)が、会計に期待された機能と整合し、したがって当該会計をして社会の支配戦略たらしめていた。すなわち、他の条件が等しければ、原価情報は上記のような諸属性を備えているがゆえに、時価情報よりも有用性が高く、したがって、原価主義会計の選択者（情報の提供者および利用者。以下同じ）には時価会計の選択者よりも相対的に多くの利得がもたらされたのである。原価主義会計の選択が進化安定的戦略として定着している社会においては、原価主義会計は、文字どおり異種の繁殖を許さない圧倒的な優占種として会計社会に君臨することになるのである。

とはいえ、表 6(a)のゲーム状況は、会計環境にすでに揺らぎが生じていることを示唆している。すなわち、そこでは、ナッシュ均衡（原価主義会計，原価主義会計）の利得 1 よりも大きい利得 2 をもたらす戦略の組合せ（時価会計，時価会計）が存在しているのである。経済の金融化や情報化にともなって会計に期待される機能が変化している場合に、そのような状況が生じるであろう。しかし、進化安定的ルールである原価主義会計から離反すると、利得に大きなマイナス（戦略変更のコストのほか、非優占種＝異端者となることにもなう政治コストも含む）が生じ、優占的プレーヤーである原価主義会計の選択者を一方的に利することになってしまう。そのために、表 6(a)のゲーム状況のもとでは、原価主義会計が正統的なルールとして選択され続けることになるのである。

ところが、時間の経過とともに、ゲーム状況は、表 6(a)から表 6(b)のように変化する。この変化は具体的には、原価主義会計からの離反のコストが相対的に低下した状況を表している。すなわち、原価主義会計から離反しても、その経済主体は一方的に利得を減らす

ことがなく、原価主義会計の選択者と同等の処遇（ともに利得 0）を受けることになるのである。経済の金融化や情報化のさらなる進展にともなって、原価主義会計からの離反に対する社会的な抵抗感が低下する一方、社会で流通する会計情報の比較可能性がより重視されるようになった場合に、そのような状況が生じるであろう。すなわち、そのような状況においては、原価情報であれ、時価情報であれ、比較可能な情報を経済主体が共有しないかぎり、利得は発生しないのである。

以上の変化の結果、ゲームは、社会的ルールを原価主義会計に統一するか、時価会計に統一するかの、純粹コーディネーション・ゲームに収束することになる。ところが、既述のように、この社会では歴史的初期条件に規定されて、原価主義会計を選択することが伝統的なルールとなっている。上記のような環境変化が生じたとしても、他の経済主体が原価主義会計を選択し続けるならば、各経済主体にとっての最適選択は依然として原価主義会計のままとなる。経済主体の平均的なルール選択に「慣性」や「近視眼」が作用するのである。理論的には、この「調整の失敗」を解決することで、制度は進化する。

### 3. 現実の会計問題にさらに引き寄せた考察

「調整の失敗」を解決するための検討を行うまえに、現実の会計問題にさらに引き寄せた形で、以上の考察を延伸してみることにしよう。

周知のように、アメリカでは近年、時価会計への極めて強い指向性が観察される。Ⅲ節 2 で取り上げた包括利益への利益概念の一元化問題は、その 1 つの象徴的な表れである。進化ゲームの用語に従えば、時価会計は今日、アメリカにおけるルール形成の局面で、進化安定的戦略になりつつあるといえるかもしれない。しかし、アメリカにおいて時価会計がそのような地位を得たのは、それほど昔のことではない。

売却時価の提唱者として知られる R.R. Sterling<sup>25</sup> は、「表現の忠実性」(representational faithfulness) にもとづく会計的認識の提案が FASB によって却下された経緯を回想して、以下のように述懐している。やや過剰なレトリックを割り引いて受け取る必要があるにしても、われわれはこの述懐から、時価会計がなお依然として異端の社会的ルールと見なされていた 1980 年代半ばのアメリカ会計界の雰囲気を知ることができるのである。

「逆説的なことであるが、FASB の何人かのメンバーが時価(current values)の採用を拒否したことによって、時価を採用しないという私の提案は却下されることになった。FASB の公式の公開会議において、あるメンバーが他のメンバーに次のように語ったときに、私は却下の理由を理解した。『あらゆる茂みに共産主義者が潜んでいるように、彼 (R.R. Sterling—引用者) の言葉の端々には時価への思いが潜んでいる。』この出来事は、次のようなマッカーシーのロジックを思い出させた。共産主義のスパイではないという弁明は、共産主義のスパイであることの証拠である。なぜなら、共産主義のスパイは、自分が共産主義のスパイであることを否定するからだ。そのとき私は、私の弁明がまったく無

駄で、時価の提案をしているわけではないと私がいくら主張しても、彼らのうちの何人かは、私が彼らを歓楽の道(primrose path)に誘い込もうとしているという考えを変えるつもりがないことを悟った。」(Sterling[1985]preface)

実際、FASB 概念書第 5 号「財務諸表における認識と測定」(1984 年)においては、測定について何ら規範的指針が示されておらず、さらにまた、「本概念書は [...] 実務を急激に変えようとするものではない」(SFAC No.5, par.70)との一節も挿入されている。これらの事実は、R.R.Sterling の述懐を裏づける傍証と見なすことができよう。

ところがその後、1990 年代に入ると、経済のさらなる金融化と情報化を背景に、基準書第 115 号「負債証券および持分証券への投資の会計」(1993 年)や基準書第 130 号「包括利益の報告」(1997 年)といった時価会計指向の基準書が続々と設定され<sup>26</sup>、2000 年には、現在価値の使用に関する一般原則を提示した概念書第 7 号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の使用」が公表されるに至る。R.R.Sterling が述懐したような時価会計に対する FASB (ないしアメリカ会計界) の抵抗感は、この過程で基本的に解消したと考えるとよいであろう。

しかし、それによって、原価主義会計から時価会計への制度進化がスムーズに達成されたわけではなかった。Ⅲ節 2 で見てきたように、時価情報の統合値をなす包括利益には、純利益を上回る価値関連性は認められないということを、実証研究はほぼ一貫して報告し続けてきたからである。つまり、FASB が「有用であるはずの情報」として位置づけた時価情報なканずくその統合値である包括利益を、市場参加者は実務において、純利益に優越するほど有用な情報として利用してこなかったし、現在なお基本的にはそのような情報として利用していないのである。進化ゲームの用語に従えば、時価会計を選択することは、進化安定的戦略としてアメリカ社会にいまだ定着していないということになる。もしアメリカ社会が、前掲の表 6(b)で表されたようなゲーム状況にあるとすれば、そこにおいては「調整の失敗」が生じているのである。

#### 4. パレート劣位から抜け出すための条件

以下では、Ⅵ節 1 のモデル分析に立ち返って、「調整の失敗」を解決し、パレート劣位の状態から抜け出すための条件について検討することにした。

表 6(b)で記述されたゲーム状況において、 $FV$ を選択するプレイヤーの割合を  $p$  とすると、 $FV$ を選択したときの利得  $EU_{FV}$  と、 $HC$ を選択したときの利得  $EU_{HC}$  は、以下のようになる。

$$EU_{FV} = 2p$$

$$EU_{HC} = 1 - p$$

したがって、この社会がパレート劣位の状態から抜け出すための条件は、

$$EU_{FV} - EU_{HC} = 2p - (1 - p) > 0$$

$$\text{すなわち、 } p > 1/3$$

となる。つまり、 $FV$ を選択するプレーヤーの割合が3分の1を超えることが、この社会が「調整の失敗」を解決して、パレート劣位の状態から抜け出すための条件となるのである。ただし、これは、表6(b)に示されるように、 $(FV, FV)$ の利得が $(HC, HC)$ の利得の2倍になっているときの条件である。利得の差がもっと大きい場合、たとえば $(FV, FV)$ の利得が(3,3)、 $(HC, HC)$ の利得が(1,1)の場合には、 $p > 1/4$ がその条件となる。つまり、新しいナッシュ均衡の利得が相対的に高ければ高いほど、制度進化を促す選択の確率はより小さくてすむ(制度進化はより容易にかつ短期間で実現する)ということである。

上記の条件を満たす状況を創出するための施策として、① $FV$ を選択することでより高い利得を獲得しようとするプレーヤー(新しい遺伝子を持ったプレーヤー)を系統的に育成する、②政府の介入によって $(FV, FV)$ と $(HC, HC)$ の利得の格差を政策的に拡大し、プレーヤーの選択を $HC$ から $FV$ に誘導する、③ $FV$ が進化安定的戦略として定着している社会との接触・交流を促進するといったことが、考えられる<sup>27</sup>。会計の領域では、これらの施策はいずれも、時価情報の作成・開示をベンチマークとしたルール設定と会計実務をさらに一層徹底させることに帰着するであろう。

本稿で取り上げたトピックでいえば、FASBとIASBの業績報告共同プロジェクト(包括利益への利益概念の一元化の可能性を依然として残す)がそのような施策の事例に属するであろうし、本稿では取り上げなかったが、2003年に開始されたFASB公正価値測定プロジェクト(FASB[2006a])や、2004年に開始されたFASBとIASBの概念フレームワーク共同プロジェクト(FASB[2006b])も、そのような施策につながる可能性が高い事例として位置づけることができるであろう。つまり、会計の制度進化を促す重要な施策の一部はすでに、実施に移されていると考えることもできるのである。もし、そうだとすれば、アメリカ社会が「調整の失敗」を解決し、パレート劣位の状態から抜け出すのは時間の問題ということができるかもしれない。事実、近年の実証研究においては、包括利益には純利益を上回る価値関連性が認められるという経験的証拠を提示した事例も、ごく少数ではあるが、見られるのである(たとえばHirst et al.[2001]; Biddle and Choi[2002])。

## 5. 検討の留意事項

この節の検討には、じつは留意されるべきいくつかの事項が含まれている。そうした事項のうち、会計の制度進化の性質を理解するうえでとくに重要と思われるものを、以下に指摘しておきたい。

第1は、ルール設定者たちはルール選択をめぐる「真のゲーム状況」を理解しているのに対して、限定合理的な市場参加者はそれを理解しておらず、したがってその結果、「真のゲーム状況」と整合しない均衡(市場における経験的証拠)を生み出しているという想定にもとづいて、この節の検討は進められてきたということである。IV節までは、市場参加者が市場で生み出す経験的証拠を基本的事実としたうえで、ルール設定者たちがその事実と整合しないルール設定を進めているという想定のもとに、検討を行ってきた。ルール設

定者たちが、自分たちの理解するゲーム状況こそが「真のゲーム状況」であると信じていることそれ自体は信念の次元の問題であり、その点にかぎっていえば、この節の想定はIV節までの想定と変わるところがない。この節では、ルール設定者たちの信じているゲーム状況が「真のゲーム状況」と一致しているということが想定されているのであり、その点がIV節までの想定と異なっているのである。このように想定を変えたのは、そうしなければ、現在観察可能な経験的事実や会計事象から制度進化の可能性を論理整合的に導き出すことができなかつたからである。しかし、上記の想定が大きく崩れるようなことがあれば、当然のことながら、この節の検討は現実の説明力を失ってしまうことになる。この節の検討には、そうした限界が内在しているのである。

第2は、この節では、「市場を守る」というアメリカの信念を所与としたうえで、「市場を守る」ための制度進化のプロセスを検討してきたということである。ということは、すなわち、説明の素材として取り上げた原価主義会計と時価会計はともに、「市場を守る」ための制度的ツールとして位置づけられているということである。1920年代から1940年代にかけて、アメリカの会計は時価会計から原価主義会計に計算構造の基本的枠組みを移行させたとされている。したがって、原価主義会計と時価会計の関係に限っていえば、1990年代以降は、それと逆方向の制度変化が観察されてきたに過ぎないとみることもできる(斎藤[2003]35頁)。「進化」(evolution)は「発展」(development)とは異なる。制度はつねに何らかの新しい要素を含みながら「進化」していくが、その「進化」は必ずしも、より低い段階からより高い段階への「発展」を意味しないのである。

## VII おわりに—会計研究へのインプリケーション—

以上によって、会計制度の形成プロセスと進化の可能性を、制度派理論とりわけ比較制度分析の概念と考え方にもとづいて明らかにするという本稿の目的は、おおむね達成されたものと思われる。

会計制度の形成プロセスと進化の可能性が、本稿で検討してきたようなものであるとするならば、会計研究とりわけ実証研究はどのような存在理由を持つことになるのであろうか。この問いは、本稿での検討は会計研究に対してどのようなインプリケーションを持っているかという問いでもある。この問いに対して試論的な回答を以下に示し、本稿のむすびとしたい。

ルール設定者と市場参加者のどちらがより合理的であるかにかかわらず、実証研究によって提示されてきた経験的証拠と整合しないルール設定がこれまで非常にしばしば観察されてきたのは、否定しようのない事実である。つまり、経験的証拠(科学的事実)→ルール設定・変更→価値関連性の改善というループは、ごく少数の例外的ケース(FAS33の廃止など)を別にすれば、事実として存在しなかつたのである。

では、ルール設定と価値関連性はどのような関係にあるのであろうか。本稿におけるこ

れまでの検討をふまえるならば、ルール設定と価値関連性の間には、ルール設定→市場参加者のルールに関する学習→価値関連性の発生というループが存在するという解釈が、1つの仮説として成り立つであろう。つまり、価値関連性の有無はルール設定の指針ではなく、その結果にすぎないと解されるのである。ルール設定と価値関連性を媒介するのが、ルールに関する市場参加者の学習である。新しく設定されたルールに関する市場参加者の学習が行き渡ることによって、当該ルールにもとづいて提供される会計情報の理解が制度化され、その結果、当該情報の価値関連性（会計情報と市場参加者の行動のシステムティックな関係）が生み出されると考えられるのである。

たとえば、日本企業<sup>28</sup>をサンプルとして擬似包括利益の価値関連性を検証した薄井[2005]は、個別・連結とも統合値としての擬似包括利益には極めて僅かな増分情報価値しか認められないが、その他の擬似包括利益の個別構成項目（土地再評価法による再評価差額金、その他有価証券評価差額金、為替換算調整勘定）には擬似包括利益を上回る増分情報価値が認められるという報告をしている。この報告を上記の仮説に引き寄せて解釈すれば、わが国においては、その他の擬似包括利益の個別構成項目については開示ルールがすでに存在し、したがって市場参加者は当該各情報についてすでに一定の理解を共有しているのに対して、その統合値である擬似包括利益については開示ルールが存在せず、したがって市場参加者は当該情報についての理解をいまだ共有していないという事情が、そうした価値関連性の格差を生み出す1つの理由になっていると考えることができるであろう<sup>29</sup>。

以上はたんなる試論的解釈にすぎないが、このような側面に着目するならば、実証研究の社会的な存在理由は、新設された（既存の）ルールの制度化がどの程度進んだか（あるいは進まなかったか）を事後的に明らかにすることによって、制度変化の現状と方向性に関するシグナル（ゲームにおける戦略分布の変化のいかんを示唆する情報）を市場に送り、もって市場参加者の行動パターンの変化を促進（または抑止）することにあるといえるかもしれない。

[参考文献]

AAA[1966], Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA, 飯野利夫訳[1969]『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房。

AICPA[1962], “Comments of William W. Werntz,” in R.T.Sprouse and M.Moonitz, *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises*, AICPA, 佐藤孝一, 新井清光共訳[1962]『アメリカ公認会計士協会・会計公準と会計原則』中央経済社。

Ashbaugh, H., R. LaFond and B.W. Mayhew[2003], “Do Nonaudit Service Compromise Auditor Independence? Further Evidence,” *Accounting Review*, Vol.78, No.3,

pp.611-639.

- Barth,M.E.[1994], “Fair Value Accounting: Evidence from Investment Securities and the Market Valuation of Banks,” *Accounting Review*, Vol.69, No.1, pp.1-25.
- Barth,M.E., W.H.Beaver and W.R.Landsman[1992], “The Market Valuation Implications of Net Periodic Pension Cost Components,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.15, No.1, pp.27-62.
- Biddle,G.C., G.S.Seow and A.F.Siegel [1995], “Relative Versus Incremental Information Content,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.12, No.1-1, pp.1-23.
- Biddle,G.C., R.M.Bowen and J.S.Wallace [1997], “Does EVA Beat Earnings? Evidence on Associations with Stock Returns and Firm Values,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.24, No.3, pp.301-336.
- Biddle,G.C. and Choi [2002], *Is Comprehensive Income Irrelevant?*, SSRN-id316703.
- Board,J.L.G. and J.F.S.Day [1989], “The Information Content of Cash Flow Figures,” *Accounting and Business Research*, Vol.20, No.77, pp.3-11.
- Brown, L.D.[2005], “The Importance of Circulating and Presenting Manuscripts: Evidence from the Accounting Literature,” *Accounting Review*, Vol.80, No.1, pp.55-84.
- Brown,P.R. [1981], “A Descriptive Analysis of Select Input Bases of the Financial Accounting Standards Board,” *Journal of Accounting Research*, Vol.19, No.1, pp.232-246.
- Cahan,S.F., S.M.Courtenay, P.L.Gronewoller and D.R.Upton [2000], “Value Relevance of Mandated Comprehensive Income Disclosures,” *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol.27, Nos.9/10, pp.1273-1309.
- Callen,J.L. and D.Segal[2004], “Do Accruals Drive Stock Returns? A Variance Decomposition Analysis,” *Journal of Accounting Research*, Vol.42, No.3, pp.527-560.
- Charitou,A., C.Clubb and A.Andreou [2001], “The Effect of Earnings Performance, Growth and Firm Size on the Usefulness of Cash Flows and Earnings in Explaining Security Returns: Empirical Evidence for the UK,” *Journal of Business Finance and Accounting*, Vol.28, Nos.4/6, pp.563-594.
- Cheng,C.S.A., J.K.Cheung and V.Gopalakrishnan [1993], “On the Usefulness of Operating Income, Net Income and Comprehensive Income in Explaining Security Returns,” *Accounting and Business Research*, Vol.23, No.91, pp.195-203.
- Chung,H. and S.Kallapur[2003], “Client Importance, Nonaudit Service, and Abnormal Accruals,” *Accounting Review*, Vol.78, No.4, pp.931-955.
- Cooper,W.W. and Y.Ijiri (eds.)(1983), *Kohler's Dictionary for Accountants*, 6<sup>th</sup> ed., Prentice-Hall, 染谷恭次郎訳[1989]『コーラー会計学辞典』復刻版, 丸善。

- Copeland,T, T.Koller and J.Murrin[1990], *Valuation: Measuring and Managing the Value of Companies*, John Wiley & Sons, 伊藤邦雄訳[1993]『企業評価と戦略経営 : キャッシュ・フロー経営への転換』日本経済新聞社。
- Cotter,J. [1996], “Accruals and Cash Flow Accounting Models: A Comparison of the Value Relevance and Timeliness of Their Components,” *Accounting and Finance*, Vol.36, No.2, pp.127-150.
- Craswell,A.T., D.J.Stokes and J.Laughton[2002], “Auditor Independence and Fee Dependence,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.33, No.3, pp.253-275.
- Dechow,P.M.[1994], “Accounting Earnings and Cash Flows as Measures of Firm Performance: The Role of Accounting Accruals,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.18, No.1, pp.3-42.
- DeFond,M.L., K.Raghuandan and K.R.Subramanyam [2002], “Do Non-audit Service Fees Impair Auditor Independence?: Evidence from Going Concern Audit Opinions,” *Journal of Accounting Research*, Vol.40, No.4, pp.1247-1274.
- Dhaliwal,D.S., K.R.Subramanyam and R.Trezevant [1999], “Is Comprehensive Income Superior to Net Income as a Measure of Firm Performance?” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.26, Nos.1-3, pp.43-67.
- Dopuch,N., R.R.King and R.Schwartz[2001], “An Experimental Investigation of Retention and Rotation Requirement,” *Journal of Accounting Research*, Vol.39, No.1, pp.93-117.
- Downs,A.[1957], *An Economic Theory of Democracy*, Harper and Row, 古田精司監訳 [1980]『民主主義の経済理論』成文堂。
- Dutta,S. and S. Reichelstein[2005], “Stock Price, Earnings, and Book Value in Managerial Performance Measures,” *Accounting Review*, Vol.80, No.4, pp.1069-1100.
- Ewert,R. and A.Wagenhofer[2005], “Economic Effects of Tightening Standards to Restrict Earnings Management,” *Accounting Review*, Vol.80, No.4, pp.110-1124.
- FASB[2005a], *Stewardship, Relationships between Qualitative Characteristics, and Definitions of Understandability and Materiality*, Minutes of the July 27, 2005 Board, FASB.
- [2005b], *Financial Performance Reporting by Business Enterprises*, Project Updates, Last Updated: December 20, 2005.
- [2006a], *Fair Value Measurements*, Project Updates, Last Updated: January 30, 2006.
- [2006a], *Conceptual Framework—Joint Project of the IASB and FASB*, Project Updated, Latest Revision: 28, February 2005.

- Francis,J., P.Olsson and D.R.Oswald [2000], “Comparing the Accuracy and Explainability of Dividend, Free Cash Flow, and Abnormal Earnings Equity Value,” *Journal of Accounting Research*, Vol.38. No.1. pp.45-70.
- Frankel,R.M., M.F.Johnson and K.K.Nelson[2002], “The Relation between Auditors’ Fees for Nonaudit Services and Earnings Management,” *Accounting Review*, Vol.77, Supplement, pp.71-105.
- Fujii,H. and T.Yamamoto [2001], “Empirical Study on Stock-Price-Explanatory Power of Feltham-Ohlson Model: Case of Japanese Firms and Stock Market,” *The Kyoto University Economic Review*, Vol.70, No.1/2, pp.1-11
- G4+1[1989], L.T.Johnson and A.Lennard, *Reporting Financial Performance: Current Developments and Future Directions*, G4+1 Special Report, FASB.
- [1999], *G4+1 Position Paper: Reporting Financial Performance*, A Discussion Paper Issued for Comment by the Staff of the International Accounting Standards Committee, IASC.
- Ghosh,A and D.Moon[2005], “Auditor Tenure and Perceptions of Audit Quality,” *Accounting Review*, Vol.80, No.2, pp.585-612.
- Guay,W.R., and B.K.Sidhu [2001], “The Usefulness of Long-Term Accruals,” *Abacus*, Vol.37, No.1, pp.110-131.
- Haring,J.R.Jr. [1979], “Accounting Rules and ‘The Accounting Establishment’,” *Journal of Business*, Vol.52, No.4, pp.507-519.
- Haw,L., D.Qi and W.Wu [2001], “The Nature of Information in Accruals and Cash Flows in an Emerging Capital Markets: The Case of China,” *International Journal of Accounting*, Vol.36, No.4, pp.391-406.
- Hirst,D.E., P.E.Hopkins and J.M.Wahlen [2001], *Fair Values, Comprehensive Income Reporting, and Bank Analysts’ Risk and Valuation Judgments*, SSRN-id273350.
- Hodge,F.D., J.J.Kennedy and L.A.Maines[2004], “Does Search-Facilitating Technology Improve the Transparency of Financial Reporting?” *Accounting Review*, Vol.79, No.3, pp.687-704.
- House of Representatives [2002], *Corporate and Auditing Accountability, Responsibility, and Transparency Act of 2002*, 107<sup>th</sup> Congress, 2<sup>d</sup> Session, Report 107-414.
- Hussein,M.E., and E.Ketz [1980], “Ruling Elites of the FASB: A Study of the Big Eight,” *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol.3, No.4, pp.354-367.
- IASC [2001], Report from the IASC Steering Committee on Reporting Financial Performance, *Draft Statement of Principles, Reporting Recognised Income and Expense*, IASB.
- Iriji,Y.[1967], *The Foundation of Accounting Measurement: A Mathematical, Economic,*

- and Behavioral Inquiry*, Prentice-Hall, 井尻雄士[1968]『会計測定の基礎—数学的・経済学的・行動学的探求—』東洋経済新報社。
- [1975], *Theory of Accounting Measurement*, AAA Studies in Accounting Research No.10, AAA, 井尻雄士[1976]『会計測定の理論』東洋経済新報社。
- JWG [2001], *Financial Instruments and Similar Items*, 日本公認会計士協会訳[2001]『金融商品及び類似項目』日本公認会計士協会。
- King,R.R.[2002], “An Experimental Investigation of Self-Serving Biases in an Auditing Trust Game: The Effect of Group Affiliation,” *Accounting Review*, Vol.77, No.2, pp.265-284.
- Larcker,D.F. and S.A.Richardson[2004], “Fees Paid to Audit Firms, Accrual Choices and Corporate Governance,” *Journal of Accounting Research*, Vol.42, No.3, pp.625-658.
- Lennox,C.[2005], “Audit Quality and Executive Officers’ Affiliations with CPA Firms,” *Journal of Accounting and Economics*, Vol.39, No.2, pp.201-231.
- Louis,H.[2003], “The Value Relevance of the Foreign Transaction Adjustment,” *Accounting Review*, Vol.78, No.4, pp.1027-1047.
- Maher, J.J. and J.E.Ketz[1993], “An Empirical Investigation of the Measurement of Pension Obligations by Bond Rating Analysis,” *Advances in Accounting*, Vol.11, pp.83-103.
- Menon,K. and D.D.Williams[2004], “Former Audit Partners and Abnormal Accruals,” *Accounting Review*, Vol.79, No.4, pp.1095-1118.
- Myers,J.N., L.A.Myers and T.C.Cmer[2003], “Exploring the Term of the Audit-Client Relationship and the Quality Earnings: A Case for Mandatory Auditor Rotation?” *Accounting Review*, Vol.78, No.3, pp.779-799.
- Mckee,A.J., P.F.Williams and K.B.Frazier [1991], “A Case Study of Accounting Firm Lobbying: Advice or Consent,” *Critical Perspective on Accounting*, Vol.2, pp.273-294.
- Moehrle,S.R., J. A.R.Moehrle and J.S.Wallace [2001], “How Informative Are Earnings Numbers That Exclude Goodwill Amortization?” *Accounting Horizons*, Vol.15, No.3, pp.243-255.
- Penman,S.H., and T.Sougiannis [1998], “A Comparison of Dividend, Cash Flow, and Earnings Approach to Equity Valuation,” *Contemporary Accounting Research*, Vol.15, No.3, pp.343-383.
- Previts,G.J. and B.D.Merino[1979], *A History of Accounting in America: An Historical Interpretation of the Cultural Significance of Accounting*, A Ronald Press Publication・John Wiley & Sons, 大野功一, 岡村勝義, 新谷典彦, 中瀬忠和訳[1983]『プレヴィッツ=メリノ・アメリカ会計史—会計の文化的意義に関する史的解釈—』同

文館。

- Puro, M. [1985], "Do Large Accounting Firms Collude in the Standards-Setting Process?" *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol.8, No.3, pp.165-177.
- O'Hanlon, J.F., and P.F. Rope [1999], "The Value-Relevance of UK Dirty Surplus Accounting Flows," *British Accounting Review*, Vol.31, No.4, pp.459-482.
- Quirin, J.J., D. O'Bryan and W. E. Wilcox [1999], "The Corroborative Relation between Earnings and Cash Flows," *Quarterly Journal of Business and Economics*, Vol.38, No.2, pp.3-16.
- Sterling, R.R. [1985], *An Essay on Recognition*, R.J. Chambers Research Lecture, The University of Sydney.
- Simunic, D.A. [1984], "Auditing, Consulting and Auditor Independence," *Journal of Accounting Research*, Vol.22, No.2, pp.679-702.
- Subramanyam, K.R. [1996], "The Pricing of Discretionary Accruals," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.22, Nos.1-3, pp.249-281.
- Watts, R.L. and J.L. Zimmerman [1986], *Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall, 須田一幸訳 [1991] 『実証理論としての会計学』 白桃書房。
- 青木昌彦 [2002] 「制度の大転換推進を」 『日本経済新聞』 1月4日付朝刊。
- 青木昌彦・関口格・堀宣昭 [1986] 「伝統的経済学と比較制度分析」 青木昌彦・奥野正寛編著 『経済システムの比較制度分析』 東京大学出版会, 21-37頁。
- 安藤英義編著 [1996] 『会計フレームワークと会計基準』 中央経済社。
- 飯田 高 [2004] 『〈法と経済学〉の社会規範論』 勁草書房。
- 伊藤邦雄 [1996] 『会計制度のダイナミズム』 岩波書店。
- 伊東光晴編 [2004] 『岩波現代経済学事典』 岩波書店。
- 上野清貴 [1995] 『会計利益概念論』 同文館。
- [2001] 『キャッシュ・フロー会計論—会計の理論統合—』 創成社。
- 薄井 彰 [2005] 「連結財務諸表制度と株式市場」 Graduate School of Finance, Accounting and Law, Waseda University Working Paper.
- 大石桂一 [2000] 『アメリカ会計規制論』 白桃書房。
- 岡部孝好 [1985] 『会計情報システム選択論』 中央経済社。
- 奥野正寛・瀧澤弘和 [1996] 「経済システムの生成と相互接触：進化ゲーム的アプローチ」 青木昌彦・奥野正寛編著 『経済システムの比較制度分析』 東京大学出版会, 271-298頁。
- 大日方隆 [2002] 「利益の概念と情報価値(2)—純利益と包括利益—」 斎藤静樹編著 『会計基準の基礎概念』 中央経済社, 375-417頁。
- 久保田敬一, 須田一幸, 竹原均 [2005] 「包括利益情報の価値関連性と報酬契約支援」 日本会計研究学会第64回大会自由論題報告。
- 斎藤静樹 [2003] 「会計基準の動向と概念フレームワークのあり方」 『企業会計』 第55巻第1

- 号, 34-38 頁。
- [2005]「討議資料の意義と特質」斎藤静樹編著『詳解「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」』中央経済社, 2-14 頁。
- 桜井久勝[1992]「資金収支表の情報項目と株価形成」『産業経理』第 52 巻第 1 号, 45-58 頁。
- 佐藤信彦編著[2003]『業績報告と包括利益』白桃書房。
- 須田一幸[2000]『財務会計の機能—理論と実証—』白桃書房。
- 須田一幸編著[2004]『ディスクロージャーの戦略と効果』森山書店。
- 土田俊也[2000]「将来キャッシュ・フローの予測指標に関する実証的研究」『経済理論』第 295 号, 109-125 頁。
- 辻山栄子[2002]「利益の概念と情報価値(1)—実現の考え方—」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社, 349-374 頁。
- [2003]「業績報告をめぐる国際的動向と会計研究の課題」『会計』第 163 巻第 2 号, 63-80 頁。
- [2005]「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著『詳解「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」』中央経済社, 104-121 頁。
- 津守常弘[1979a]「アメリカにおける『会計的支配機構』批判の展開とその意義(1)—メトカーフ委員会報告を中心として— (2)」『会計』第 115 巻第 1 号, 85-102 頁。
- [1979b]「アメリカにおける『会計的支配機構』批判の展開とその意義(2)—メトカーフ委員会報告を中心として—」『会計』第 115 巻第 2 号, 81-97 頁。
- [2002]『会計基準形成の論理』森山書店。
- 中山幹夫[1997]『はじめてのゲーム理論』有斐閣。
- 藤井秀樹, 山本利章[1999]「会計情報とキャッシュ・フロー情報の株価説明力に関する比較研究—Ohlson モデルの適用と改善の試み—」『会計』第 156 巻第 2 号, 170-185 頁。
- [2002a]「会計基準設定の現代的特徴と会計研究の役割」『会計』第 161 巻第 2 号, 50-61 頁。
- [2002b]「英米型会計規制の信念としての意思決定有用性アプローチ—我が国はそれとどう付き合うべきか—」『JICPA ジャーナル』第 14 巻第 8 号, 21-27 頁。
- [2003]「会計基準の調和化をめぐる国際的動向と日本の調和化戦略」『会計』第 163 巻第 2 号, 17-35 頁。
- 牧田正裕[2002]『会計制度とキャッシュ・フロー—アメリカにおけるキャッシュ・フロー計算書の制度化プロセス—』文理閣。
- 松本祥尚[2004a]「Bright-Lines 会計と職業会計士の役割—他人保証と自己保証—」山地秀俊編著『アメリカ不正会計とその分析』神戸大学経済経営研究所研究叢書 63, 133-162 頁。
- [2004b]「独立性規制における規則主義アプローチ」『会計』第 166 巻第 4 号, 57-70 頁。

八重倉孝[2005]「概念フレームワークと実証研究」斎藤静樹編著『詳解「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」』中央経済社、90-103頁。

山浦久司[2003]『会計監査論』第3版、中央経済社。

矢野 誠[2005]『「質の時代」のシステム改革』岩波書店。

若林公美[2002]「包括利益情報に対する株式市場の評価—有価証券の評価差額を手がかりとして—」『會計』第162巻第1号、81-94頁。

---

1 このカテゴリーには、数理モデルにもとづく理論研究以外の研究も少数ながら含まれている。このタイプの研究論文の掲載数は、Accounting ReviewとJournal of Accounting Researchに各1本、Journal of Accounting and Economicsに10本となっている。

2 こうした主張の詳細については、Copeland et al.[1990]ch.3のほか、上野[2001]第2章；牧田[2002]第4章も参照されたい。

3 その論点については、辻山[2002]；辻山[2003]；辻山[2005]で紹介と検討がなされている。

4 これらの実証研究については、大日方[2002]393-397頁で詳論されている。

5 ただし、わが国の企業のなかには、アメリカ基準に準拠して包括利益を任意開示している事例もある。

6 これに対し、Frankel et al.[2002]は、非監査業務から得られる報酬と裁量的会計発生高の間に正の相関関係があることを報告している。後続のAshbaugh et al.[2003]およびLarcker and Richardson[2004]は、Frankel et al.[2002]の実証結果の事後検証を1つの目的として実施されたものであり、ここではFrankel et al.[2002]の研究・デザインに内在する問題点の指摘も行われている。

7 当時のビッグエイトは、Arthur Andersen & Co.(Chicago), Ernst & Ernst (Cleveland), Haskins & Sells (New York), Coopers & Lybrand (New York), Peat, Marwick, Mitchell & Co. (New York), Price Waterhouse & Co. (New York), Touche Ross & Co. (New York), Arthur Young & Co. (New York)の8会計事務所である。

8 「会計的支配機構」批判の適否に関して実施された実証研究の詳細については、大石[2000]149-162頁を参照されたい。

9 実証研究のなかには、リサーチ・デザインに弱点を持ったものも散見される。このような場合には、実証研究が分析対象となっている事実を的確に捉えているかどうかは、疑問となる。しかし、この問題は、本稿での検討と直接的な関連性を持たないので、ここでは以上を指摘するにとどめておく。

10 この整理・要約は主として、矢野[2005]5-9頁にもとづいている。

11 ここで「暫定的な」という表現を用いているのは、以上の考察が傍証にもとづく推論を基本としているからである。追加的な傍証によって、ここでの結論が変わることもありうる。この種の問題では、直接的な証拠を得ることは不可能といつてよいであろう。

12 この点からいえば、かかるルール設定は、「市場の失敗」論にもとづく規制として位置づけることができよう。

13 新古典派経済学における想定とは異なり、現実の経済主体は認識能力の限界から、限られた合理性しか持ちえない。こうした合理性を、「限定合理性」という。本稿では、とくに言及しないかぎり、経済学上の用語や概念は、青木他[1986]；伊東編[2004]に拠っている。

14 A.Downsのいう「合理的無知」とは、追加的な情報を得るコストとベネフィットを比較してコストの方が大きければ、市民は「無知」のままいた方が合理的であるということを用いる。この点の詳細については、大石[1995]124頁を参照されたい。

- 
- 15 「戦略的補完性」とは、社会のなかである行動パターンが普遍的になればなるほど、その行動パターンを選択することが各経済主体にとって有利になることをいう。
- 16 「ランダム・マッチング」(random matching)とは、プレーの相手が事前に不確定であり、社会の残りの構成員からランダムに選ばれる状況をいう。後述VI節を参照されたい。
- 17 ここでの考察は、飯田[2004](161-163頁)で紹介されている「メンタルモデル」(mental model)による社会のイメージの構築に関する議論を参考にしている。
- 18 「慣性」とは、ゲーム状況が変化しても大多数のプレーヤーが旧来の戦略を維持し続けるため、社会の戦略分布は徐々にしか調整されないことをいう。
- 19 「近視眼」とは、戦略を変更するさい、現在の戦略分布を所与として、それに対する最適な戦略の1つを選択することをいう。他のプレーヤーが自分と同じような戦略の変更を行った場合、戦略分布は現在のそれとは異なったものになるが、近視眼のもとでは、そのような状況は考慮されない。
- 20 上記①②③の仮定をおくことによって、ゲーム状況の現実性を損なうことなく数学モデルを簡略化できる点も、進化ゲームを援用する大きなメリットである。
- 21 以下の進化ゲームによるゲーム状況の記述は、奥野・瀧澤[1996]での議論を参考にしている。
- 22 「囚人のジレンマ」として知られるゲームは、非協力・非ゼロ和ゲームである。表6(a)においてプレーヤー同士が協力すれば、より利得の高い( $FV, FV$ )に到達することができるにもかかわらず、それができなためにパレート劣位の( $HC, HC$ )が選択されてしまう。現実の会計問題(後述VI節3を参照)に照らしていえば、異端の社会的ルールである $FV$ を選択するプレーヤーとは、たとえコミュニケーションが許され、事前の合意が取り交わされたとしても、信頼関係を持つことができず、協力ゲームは行えないといったケースを想定すればよいであろう。この点については、中山[1997]70頁を参照されたい。
- 23 「進化安定的戦略」の数学的な定義については、奥野・瀧澤[1996]283-286頁を参照されたい。
- 24 ここでは、「原価主義会計」と「時価会計」は、会計的計算構造の基本的枠組みを表現する用語として使用している。なお、この点については、後述VI節5も参照されたい。
- 25 R.R.Sterlingの時価会計論の1つの特徴は、会計数値と会計現象と対応(いわゆる「表現の忠実性」)を重視する点にある。その詳細については、さしあたり上野[1995]第10章を参照されたい。
- 26 1990年代前半のアメリカにおける基準設定の動向と特徴については、たとえば安藤編著[1996]29-30頁を参照されたい。
- 27 このうち③は、日本のようにキャッチアップ型の制度進化を目指す場合に適合する。なお、これらの施策の進化ゲーム的含意については、奥野・瀧澤[1996]288-293頁を参照されたい。
- 28 具体的には、日本政策投資銀行・日本経済研究所『企業財務データバンク』(2004年版)の収録企業をサンプルとしている。薄井[2005]8-9頁。
- 29 日本企業であっても、SEC基準で財務諸表を作成している場合は、包括利益を開示している。ただし、該当する企業数は限られており(2000年の時点で24社)、包括利益の開示がわが国において、比較制度分析の意味で制度化されているとはいえない状況にある。